

# マイナンバーカードの保険証利用 (マイナ保険証) について

当院では、国の施策であるマイナンバーカードを用いて、医療情報を取得できる体制を整備しております。

マイナ保険証での受付では、患者様ご自身で認証端末を操作していただく必要がありますが、本人確認と保険証の確認が一度にできます。

また、マイナ保険証の利用によって、より正確な情報を取得・活用することができ、質の高い医療の提供につながります。ぜひ、マイナ保険証を積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

## ● マイナ保険証の利用により、次の情報が確認できるようになります。

- ① 健康保険証の資格情報
- ② 高額療養費制度の負担区分
- ③ 他院での投薬履歴
- ④ 特定健診情報

## ● マイナ保険証利用の有無により、以下のとおり初診時の点数が異なります。

- ・ マイナ保険証を利用しない場合  
→ 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」…4点
- ・ マイナ保険証を利用した場合  
→ 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算2」…2点

※ 過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診扱いとなり、初診料の算定をすることがあります。

令和5年4月1日 韮崎市立病院 院長 井上 泰輔